五　為替取引に関する事故その他の資金移動業（特定信託会社にあっては、特定資金移動業。第二十四条から第三十条まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項第五号及び第七号並びに第六項並びに第三十九条において同じ。）の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針

六　その他第一種資金移動業（特定信託会社にあっては、特定資金移動業）の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

（業務実施計画の変更の認可の申請等）

第九条の四　資金移動業者等は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　法第四十条の二第一項後段（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

［一・二　略］

3　資金移動業者等は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

（変更登録申請書の添付書類）

第九条の六　法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～五　略］

六　その他参考となるべき事項を記載した書面

（あらかじめ届け出ることを要する変更）

第九条の九　法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更（法第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更に伴うものを除く。）とする。

一　［略］

二　第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間（法第五十八条の二第五項第一号に規定する算定期間をいう。第二十九条の二第一項第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。）の変更（当該算定期間を短縮する変更を除く。）

［三・四　略］

五　新たに電子決済手段（特定信託受益権を除く。次号において同じ。）の発行による為替取引を行おうとすることによる資金移動業の内容又は方法の変更

六　電子決済手段の発行による為替取引を行っている場合にあっては、発行する電子決済手段の変更

（変更の届出）

第十条　資金移動業者等は、法第四十一条第三項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる変更の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　第三条の三第一号に掲げる変更　当該変更に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類

二　前条第一号から第四号までに掲げる変更　当該変更に係る第六条第十三号及び第十四号に掲げる書類

三　前条第五号及び第六号に掲げる変更　当該変更に係る第六条第十一号から第十四号までに掲げる書類

五　為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針

六　その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

（業務実施計画の変更の認可の申請等）

第九条の四　資金移動業者は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　法第四十条の二第一項後段に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

［一・二　同上］

3　資金移動業者は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

（変更登録申請書の添付書類）

第九条の六　［同上］

［一～五　同上］

六　その他参考となる事項を記載した書面

（あらかじめ届け出ることを要する変更）

第九条の九　［同上］

一　［同上］

二　第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間（法第五十八条の二第五項第一号に規定する算定期間をいう。第二十九条の二第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。）の変更（当該算定期間を短縮する変更を除く。）

［三・四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（変更の届出）

第十条　資金移動業者は、法第四十一条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、前条各号に掲げる変更に係る第六条第十三号及び第十四号に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］